

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長 水 野 象 司

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月26日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月27日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
当社4階 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第67期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第67期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.marubun.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済対策や金融政策の効果が見れる中で、企業収益が改善するとともに、設備投資が持ち直し、また個人消費や雇用・所得環境にも改善の動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調が続きました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、デジタルカメラ市場の縮小が続きましたが、TVなどの一部の民生機器は回復に転じ、スマートフォンやタブレットPCの需要拡大も継続、車載向けや産業機器向けも増加しました。また半導体市場では、モバイル端末向けにマイクロプロセッサや通信用ICの需要が拡大する一方で、半導体製造装置については、前工程装置は堅調だったものの、後工程装置の回復が遅れました。

このような状況のもと、当連結会計年度における当社グループの売上高は前期比18.3%増の260,424百万円となりました。営業利益は前期比30.8%増の3,912百万円、経常利益は前期比57.8%増の3,944百万円となりました。当期純利益は前期比134.2%増の2,008百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. デバイス事業

デバイス事業は、デジタルカメラやゲーム機、国内スマートフォン向けの半導体の売上が減少した一方で、通信モジュール向け半導体が好調に推移し、タブレット・ノートPC、車載向けの半導体やTV向け液晶パネルの売上が増加しました。その結果、売上高は前期比17.7%増の220,325百万円、セグメント利益は前期比52.9%増の2,475百万円となりました。

ロ. システム事業

システム事業は、科学機器の薄膜製造装置の売上が減少したものの、画像診断装置が好調だった医用機器が大幅に増加し、また半導体非破壊検査装置の需要増や従来持分法適用会社であった関係会社の子会社化により試験計測機器の売上も伸長しました。その結果、売上高は前期比21.7%増の40,098百万円、子会社の増加により販売費及び一般管理費が増加したものの、セグメント利益は前期比5.0%増の1,450百万円となりました。

事業区分	売上高(百万円)	構成比(%)	前期比増減(%)
デバイス事業	220,325	84.6	17.7
システム事業	40,098	15.4	21.7
合計	260,424	100.0	18.3

(注) 構成比および前期比増減は、小数点第2位以下を四捨五入して表示しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社および連結子会社は、協調融資によるシンジケートローン契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。

- ・連結貸借対照表の純資産の部から繰延ヘッジ損益および少数株主持分を除いた金額について、当社の契約は平成23年3月末の金額、連結子会社の契約は平成25年3月末の金額、それぞれ75%の金額以上に維持すること。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社子会社の丸文通商株式会社は、平成25年4月1日付で株式会社北信理化の株式を追加取得し、同社を100%子会社とし、連結対象会社といたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第64期 (平成23年3月期)	第65期 (平成24年3月期)	第66期 (平成25年3月期)	第67期 (当連結会計年度) (平成26年3月期)
売上高(百万円)	210,455	242,708	220,200	260,424
経常利益(百万円)	2,217	2,375	2,500	3,944
当期純利益(百万円)	577	1,017	857	2,008
1株当たり 当期純利益(円)	22.09	38.94	32.82	76.85
総資産(百万円)	106,554	121,045	104,743	110,635
純資産(百万円)	35,613	36,295	37,547	42,469
自己資本比率(%)	30.7	27.5	32.2	34.0

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
丸 文 通 商 株 式 会 社	100百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等 電子機器および電子部品の販売
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	1,300百万円	100.0	電子部品等の販売
丸 文 ウ エ ス ト 株 式 会 社	30百万円	100.0	分析・計測機器等 各種機器の販売
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ト テ ク ノ	77百万円	51.0	電子応用機器の保守・技術サービス
株 式 会 社 北 信 理 化	30百万円	100.0	分析・計測機器等 各種機器の販売
Marubun USA Corporation	US\$ 1,500千	100.0	電子部品等の販売会社 (Marubun/Arrow USA, LLC.)を 保有する持株会社
Marubun Taiwan, Inc.	NT\$ 60,000千	100.0	電子部品、電子機器等の販売
Marubun Semicon(Shanghai) Co.,Ltd.(注)3	US\$ 285千	100.0	電子部品等の販売
Marubun Semicon(H.K.) Ltd.(注)3	HK\$ 3,000千	100.0	電子部品等の販売
Marubun Semicon (S) Pte. Ltd.(注)3	US\$ 500千	100.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow Asia, Ltd.(注)4	US\$ 7,201千	50.0	電子部品等の販売会社 (Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.および Marubun/Arrow (HK) Ltd.)を保有す る持株会社
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.(注)5	US\$ 3,639千	50.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd.(注)5	US\$ 4,490千	50.0	電子部品等の販売
Marubun Arrow(Thailand) Co., Ltd.(注)6	THB 38,000千	50.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (Phils) Inc.(注)6	US\$ 2,001千	50.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.(注)6	US\$ 280千	50.0	電子部品等の販売
Marubun Arrow (M)SDN BHD.(注)6	MYR 518千	50.0	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co.,Ltd.(注)6	US\$ 180千	50.0	電子部品等の販売
PT. Marubun Arrow Indonesia(注)6	US\$ 300千	50.0	電子部品等の販売

- (注) 1. 議決権比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、間接保有を含めた数値であります。
3. 丸文セミコン株式会社の100%子会社であります。
4. 持分は100分の50以下であります。実質的に支配している状況から子会社としたものであります。
5. Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子会社であります。
6. Marubun/Arrow Asia, Ltd.の間接所有100%子会社であります。
7. 連結子会社は上記の子会社19社であり、持分法適用の関連会社は、Marubun/Arrow USA, LLC.、株式会社池田医療電機およびFTS株式会社の3社であります。
8. Marubun Semicon (S) Pte. Ltd.は、平成25年11月21日に設立いたしました。
9. Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co.,Ltd.は、平成25年6月6日に設立いたしました。
10. PT.Marubun Arrow Indonesiaは、平成25年8月28日に設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属するエレクトロニクス業界は、新興国での市場拡大や、スマートフォンやタブレットPC、車載・産業機器向けの需要拡大などで今後も成長が見込まれますが、最終製品の価格競争に拍車がかかり、海外生産移管やEMS・ODM企業への生産委託の拡大、あるいは事業再編の加速など、構造的な変化が顕著に現れてきております。

このような環境のもと当社グループは、デマンドクリエーション機能の強化による「ベースビジネス拡大」、車載や医療、産業機器などの「成長市場への取り組み強化」および「グローバル対応力の強化」とグループ企業との連携や人材活用による「組織対応力の強化」を柱とし、持続的な成長が図れる筋肉質な企業の実現を目指し、当社独自の差別化を展開してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、集積回路を中心とした半導体や電子応用機器等の国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売を主な事業とした商社であります。

事業別の主要取扱商品は次のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
デバイス事業	半導体（アナログIC、標準ロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、特定用途IC、カスタムIC）、一般部品（電子・電気部品、ネットワーク&コンピュータ）
システム事業	航空宇宙機器、試験計測機器、科学機器、レーザ機器、医用機器

(6) 主要な事業所（平成26年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
中 部 支 社	愛知県名古屋市中村区
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区
大 宮 支 店	埼玉県さいたま市大宮区
立 川 支 店	東京都立川市
北 陸 営 業 所	石川県白山市
三 島 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	静岡県駿東郡
松 本 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	長野県松本市
浜 松 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	静岡県浜松市中区
広 島 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	広島県福山市
九 州 サ テ ラ イ ト オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区
宇 都 宮 カ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス オ フ ィ ス	栃木県宇都宮市
姫 路 カ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス オ フ ィ ス	兵庫県姫路市
南 砂 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	東京都江東区
東 日 本 物 流 セ ン タ ー	千葉県山武郡
南 砂 物 流 セ ン タ ー	東京都江東区

- (注) 1. 広島サテライトオフィスは、平成25年4月に広島県福山市に移転いたしました。
2. 南九州サテライトオフィスは、平成25年10月に閉鎖いたしました。

② 子会社

名 称	所 在 地
丸 文 通 商 株 式 会 社	石川県金沢市
丸 文 セ ミ コ ン 株 式 会 社	東京都港区
丸 文 ウ エ ス ト 株 式 会 社	兵庫県神戸市中央区
株 式 会 社 フ ォ ー サ イ ト テ ク ノ	東京都江東区
株 式 会 社 北 信 理 化	長野県長野市
Marubun USA Corporation	San Mateo, California, U.S.A.
Marubun Taiwan, Inc.	Taipei, Taiwan
Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd.	Shanghai, China
Marubun Semicon (H.K.) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Semicon (S) Pte. Ltd.	Alexandra Road, Singapore
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	British Virgin Islands
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	Anson Road, Singapore
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd.	Bangkok, Thailand
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	Laguna, Philippines
Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd.	Shanghai, China
Marubun Arrow (M) SDN BHD.	Penang, Malaysia
Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd.	Shenzhen, China
PT.Marubun Arrow Indonesia	Jakarta, Indonesia

(7) 使用人の状況 (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	622名	3名減
システム事業	444名	33名増
全社 (共通)	179名	20名減
合 計	1,245名	10名増

(注) 1. 全社 (共通) として記載されている使用人は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
682名	13名減	40.0歳	13.8年

(注) 1. 使用人数には、当社から関係会社等社外への出向者(25名)を除き、当社への出向者(5名)を含んでおります。

2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借入先	借入額
シンジケートローン	19,116百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,366百万円
株式会社みずほ銀行	514百万円
株式会社滋賀銀行	500百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行他7行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,051,200株 (うち、自己株式1,915,259株)
- ③ 株主数 4,429名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
堀 越 毅 一	2,396千株	9.17%
アローエレクトロニクスインク590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2,350千株	8.99%
一 般 財 団 法 人 丸 文 財 団	2,304千株	8.82%
堀 越 裕 史	1,566千株	6.00%
株 式 会 社 千 葉 パ ブ リ ッ ク ゴ ル フ コ ー ス	1,399千株	5.35%
堀 越 浩 司	616千株	2.36%
堀 越 百 子	602千株	2.31%
丸 文 社 員 持 株 会	588千株	2.25%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	504千株	1.93%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	479千株	1.83%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,915,259株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) **新株予約権等の状況**

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 象 司	監査室、法務部、内部統制および安全保障輸出管理担当
代表取締役副社長	岩 元 一 明	業務改革推進室、総務本部、管理本部、ICT統轄本部および関係会社管理担当 兼 管理本部長
常務取締役	藤 野 聡	関係会社営業担当 兼 営業統轄本部長 Marubun/Arrow Asia, Ltd.CEOおよび Marubun Taiwan, Inc. 董事長
取締役相談役	稲 村 明 彦	
取締役	相 原 修 二	丸文セミコン株式会社代表取締役社長
常勤監査役	丸 川 章	
監査役	島 津 久 友	島津山林株式会社代表取締役社長、株式会社島津茶園代表取締役社長
監査役	濱 口 道 雄	ヤマサ醤油株式会社代表取締役社長
監査役	渡 邊 泰 彦	

- (注) 1. 監査役 島津久友、濱口道雄および渡邊泰彦の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当社は、監査役 渡邊泰彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
- 当事業年度における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
水 野 象 司	代表取締役副社長	代表取締役社長	平成25年6月27日
岩 元 一 明	代表取締役専務取締役	代表取締役副社長	平成25年6月27日
稲 村 明 彦	代表取締役社長	取締役相談役	平成25年6月27日

4. 上記の表に記載のほか、当事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- 取締役 岩元一明氏は、丸文通商株式会社、丸文セミコン株式会社、丸文ウエスト株式会社、株式会社フォーサイトテクノおよびMarubun Taiwan, Inc.の取締役を兼務しております。
 - 取締役 藤野 聡氏は、丸文セミコン株式会社の取締役を兼務しております。
 - 監査役 丸川 章氏は、株式会社フォーサイトテクノの監査役を兼務しております。
 - 監査役 島津久友氏は、株式会社トーアの社外取締役、エースランド株式会社および株式会社ハンズマンの社外監査役、社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長および都城信用金庫監事を兼務しております。
 - 監査役 渡邊泰彦氏は、株式会社小松ストアーの社外取締役を兼務しております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5 名	131百万円
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 名 (3名)	35百万円 (20百万円)
合 計	9 名	167百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第59回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として費用処理した15百万円（取締役5名に対し12百万円、監査役4名に対し2百万円（うち社外監査役3名に対し2百万円））が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役 島津久友氏は、島津山林株式会社および株式会社島津茶園の代表取締役社長、株式会社トーアの社外取締役、エースランド株式会社および株式会社ハンズマンの社外監査役、社会福祉法人都城市社会福祉協議会会長および都城信用金庫監事ですが、いずれも当社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役 濱口道雄氏は、ヤマサ醤油株式会社の代表取締役社長ですが、当社との間に特別の関係はありません。
 - ・監査役 渡邊泰彦氏は、株式会社小松ストアの社外取締役ですが、当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動の状況
監査役	島津久友	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に、監査役会5回のうち全てにそれぞれ出席し、金融機関での豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
監査役	濱口道雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち7回に、監査役会5回のうち3回にそれぞれ出席し、他業界の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
監査役	渡邊泰彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に、監査役会5回のうち全てにそれぞれ出席し、経営全般にわたる豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外監査役として優秀な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項の規定により、現行定款において、社外監査役との間で当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき当社は、社外監査役全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 至誠監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちMarubun Taiwan, Inc.および Marubun/Arrow Asia, Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人による適正な職務の執行が困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めております。
 - ロ. 社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行っております。
 - ハ. コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行っております。
 - ニ. 不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用しております。
 - ホ. 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨むこととしております。
 - ヘ. 監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、取締役に対し助言または勧告しております。
 - ト. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置しております。監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に対して報告しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役および監査役が随時閲覧可能な状態を維持しております。
 - ロ. 情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備しております。
 - ロ. 経営企画部が全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用して

おります。

- ハ. 重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定しております。
- ロ. 当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、複数の取締役によって構成される経営会議において審議を行っております。経営会議は原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- ハ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めております。
- ニ. 年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行っております。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団としての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定めております。
- ロ. グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進しております。
- ハ. 子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行っております。
- ニ. 各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行っております。
- ホ. 取締役が子会社の法令違反やその他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、直ちに監査役会に報告するものとしております。
- ヘ. 監査役は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査しております。
- ト. 当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施しております。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置しております。
- ロ. 監査役会事務局は、監査役がその職務の遂行上必要とする事項について、監査役の指示に従い職務を行っております。
- ハ. 監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については予め監査役に相談し、意見を求めています。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとしております。
- ロ. 取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告しております。また、監査役は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとしております。
- ハ. 監査室は、実施した内部監査の結果を監査役に報告しております。

⑧ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長は定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図っております。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築しております。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	99,510	流 動 負 債	65,114
現金及び預金	19,151	支払手形及び買掛金	39,910
受取手形及び売掛金	60,944	短期借入金	7,100
リース債権	27	1年内返済予定の長期借入金	15,043
商品及び製品	16,860	リース債務	44
仕掛品	70	未払法人税等	504
繰延税金資産	1,070	賞与引当金	789
その他	1,403	資産除去債務	5
貸倒引当金	△17	その他	1,717
固 定 資 産	11,124	固 定 負 債	3,050
有 形 固 定 資 産	4,277	長期借入金	1,013
建物及び構築物	1,343	リース債務	122
機械装置及び運搬具	8	退職給付に係る負債	1,330
工具、器具及び備品	348	役員退職慰労引当金	225
土地	2,510	資産除去債務	114
リース資産	54	その他	243
建設仮勘定	12	負 債 合 計	68,165
無 形 固 定 資 産	402	純 資 産 の 部	
のれん	2	株 主 資 本	36,652
その他	399	資本金	6,214
投資その他の資産	6,445	資本剰余金	6,353
投資有価証券	2,171	利益剰余金	25,713
長期貸付金	3	自己株式	△1,630
リース債権	78	その他の包括利益累計額	955
繰延税金資産	990	その他有価証券評価差額金	490
投資不動産	950	繰延ヘッジ損益	13
退職給付に係る資産	48	為替換算調整勘定	246
その他	2,202	退職給付に係る調整累計額	204
資 産 合 計	110,635	少 数 株 主 持 分	4,862
		純 資 産 合 計	42,469
		負 債 純 資 産 合 計	110,635

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	260,424
売上原価	241,581
売上総利益	18,842
販売費及び一般管理費	14,930
営業利益	3,912
営業外収益	708
受取利息	12
受取配当金	32
持分法による投資利益	270
仕入割引	125
投資不動産賃貸料	151
雑収入	115
営業外費用	675
支払利息	275
売上割引	111
投資不動産賃貸費用	93
為替差損失	140
雑損	53
経常利益	3,944
特別利益	12
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	0
投資不動産売却益	10
負ののれん発生益	1
特別損失	70
固定資産除売却損	22
投資有価証券評価損	29
段階取得に係る差損	17
その他	1
税金等調整前当期純利益	3,886
法人税、住民税及び事業税	918
法人税等調整額	505
少数株主損益調整前当期純利益	2,463
少数株主利益	454
当期純利益	2,008

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日 残高	6,214	6,353	24,097	△1,630	35,035
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△392		△392
当期純利益			2,008		2,008
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,616	△0	1,616
平成26年3月31日 残高	6,214	6,353	25,713	△1,630	36,652

	その他の包括利益累計額					少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成25年4月1日 残高	213	△656	△826	-	△1,269	3,781	37,547
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△392
当期純利益							2,008
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	276	669	1,073	204	2,224	1,081	3,305
連結会計年度中の変動額合計	276	669	1,073	204	2,224	1,081	4,922
平成26年3月31日 残高	490	13	246	204	955	4,862	42,469

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	19社
主要な連結子会社の名称	丸文通商株式会社 丸文セミコン株式会社 丸文ウエスト株式会社 株式会社フォーサイトテクノ 株式会社北信理化 Marubun USA Corporation Marubun Taiwan, Inc. Marubun Semicon (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Semicon (H.K.) Ltd. Marubun Semicon (S) Pte. Ltd. Marubun/Arrow Asia, Ltd. Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. Marubun/Arrow (HK) Ltd. Marubun Arrow (Thailand) Co., Ltd. Marubun/Arrow (Phils) Inc. Marubun/Arrow (Shanghai) Co., Ltd. Marubun Arrow (M) SDN BHD. Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd. PT. Marubun Arrow Indonesia

上記のうち、Marubun Semicon (S) Pte. Ltd.、Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co., Ltd.及びPT. Marubun Arrow Indonesiaについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

また、前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありました株式会社北信理化については、当連結会計年度において、株式を追加取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数	3社
会社名	Marubun/Arrow USA, LLC. 株式会社池田医療電機 FTS株式会社

前連結会計年度において持分法適用の関連会社でありました株式会社北信理化については、当連結会計年度において、株式を追加取得したため、持分法適用の範囲から除外しております。

- ② 持分法を適用していない関連会社の状況
 該当事項はありません。
- ③ 持分法適用手続に関する特記事項
 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項
 在外連結子会社12社の決算日は、12月31日であります。
 連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
- (4) 会計処理基準に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- イ. 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
- ・市場価格のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のないもの 移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法
 デリバティブ 時価法
- ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 たな卸資産 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
 （リース資産を除く） 主として定率法（ただし、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。
- ロ. 無形固定資産
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ハ. 投資その他の資産
 投資不動産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。
- ニ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社及び国内連結子会社は、内規による期末要支給額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の処理

時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。

ロ. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ハ. 退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、発生翌連結会計年度に一括費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ニ. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の及ぶ合理的な期間で均等償却を行っております。

ホ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産が48百万円、退職給付に係る負債が1,330百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が204百万円増加しております。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	334百万円
土地	593百万円
投資有価証券	216百万円
投資不動産	751百万円
計	1,896百万円

② 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	167百万円
短期借入金・長期借入金	2,140百万円
計	2,307百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	4,530百万円
投資その他の資産	
投資不動産	2,068百万円

- (3) 保証債務
銀行借入等に対する保証
- | | |
|------------|--------|
| 株式会社池田医療電機 | 248百万円 |
| 従業員 | 7百万円 |
| 計 | 255百万円 |
- (4) 手形信託譲渡高
手形信託譲受高 186百万円
- (5) 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 54,623百万円 |
| 借入実行残高 | 1,459百万円 |
| 差引額 | 53,163百万円 |
- (6) 当社及び連結子会社は、協調融資によるシンジケートローン契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。
- 連結貸借対照表の純資産の部から繰延ヘッジ損益及び少数株主持分を除いた金額について、当社の契約は平成23年3月末の金額、連結子会社の契約は平成25年3月末の金額、それぞれ75%の金額以上に維持すること。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 28,051千株 |
|------|----------|
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	235百万円	9円	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年10月31日 取締役会	普通株式	156百万円	6円	平成25年9月30日	平成25年12月6日
計		392百万円			

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 平成26年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
- | | |
|-------------|------------|
| イ. 配当金の金額 | 339百万円 |
| ロ. 1株当たり配当額 | 13円 |
| ハ. 基準日 | 平成26年3月31日 |
| ニ. 効力発生日 | 平成26年6月30日 |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- (3) 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引や借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップを利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的又は随時把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、四半期ごとに時価を把握しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、資金調達に係る流動性リスクにも晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

〔(2) 金融商品の時価等に関する事項〕におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	19,151	19,151	－
(2) 受取手形及び売掛金	60,944	60,944	－
(3) 短期貸付金	2	2	0
(4) 投資有価証券	1,898	1,898	－
(5) 長期貸付金	3	2	△0
資産計	81,999	81,999	0
(1) 支払手形及び買掛金	39,910	39,910	－
(2) 短期借入金	7,100	7,100	－
(3) 1年内返済予定の長期借入金	15,043	15,043	△0
(4) リース債務（流動負債）	44	44	－
(5) 長期借入金	1,013	995	△18
(6) リース債務（固定負債）	122	122	－
負債計	63,234	63,216	△18
デリバティブ取引(*)	28	28	－

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期貸付金、(5) 長期貸付金

当社では、短期及び長期貸付金は元利息の合計額を長期プライムレートに与信管理上の信用スプレッドを上乗せした利率で、現在価値を割引いて算定しています。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金、(3) 1年内返済予定の長期借入金、(4) リース債務（流動負債）、

(5) 長期借入金、(6) リース債務（固定負債）

これらの時価は、元利息の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの
通貨関連

(単位：百万円)

区分	取引の種類	当連結会計年度（平成26年3月31日）			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	459	－	464	5
	売建 米ドル	112	－	111	1
	合計	572	－	575	7

注1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価の定義

契約額等から評価損益を差し引いた価格を記載しております。

- (2) ヘッジ会計が適用されているもの

① 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	当連結会計年度（平成26年3月31日）		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル ユーロ カナダドル	買掛金	926	40	945
			296	－	300
			54	－	52
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル ユーロ カナダドル	買掛金	246	－	250
			67	－	69
			24	－	23
	売建 米ドル	売掛金	3,959	－	4,858
	合計		5,577	40	6,501

注1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	当連結会計年度(平成26年3月31日)		
			契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	借入金	10,000	－	△34
	合計		10,000	－	△34

注1. 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	191
関連会社株式	81
合計	272

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	19,151	－
受取手形及び売掛金	60,944	－
短期貸付金	2	－
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－
長期貸付金	－	3
合計	80,097	3

4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	15,043	1,011	2	－	－
リース債務	44	45	35	21	10

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は57百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,010	△60	950	1,640

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却（39百万円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として「路線価」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,438円90銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 76円85銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

追加情報

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.0%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は91百万円減少し、法人税等調整額が92百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	54,360	流 動 負 債	34,287
現金及び預金	10,346	支払手形	99
受取手形	544	買掛金	15,872
売掛金	26,399	短期借入金	1,543
商品	8,975	一年内返済予定の長期借入金	15,000
前払費用	54	リース債務	6
繰延税金資産	907	未払費用	190
関係会社短期貸付金	6,000	未払法人税等	108
その他	1,138	前受金	265
貸倒引当金	△5	預り金	358
固 定 資 産	10,685	賞与引当金	496
有 形 固 定 資 産	3,105	資産除去債務	5
建物	977	その他	165
構築物	24	固 定 負 債	2,777
機械及び装置	0	長期借入金	1,000
車両運搬具	6	リース債務	19
工具、器具及び備品	281	退職給付引当金	1,391
土地	1,777	役員退職慰労引当金	115
リース資産	24	資産除去債務	81
建設仮勘定	12	その他	171
無 形 固 定 資 産	324	負 債 合 計	37,064
のれん	2	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	272	株 主 資 本	27,660
その他	49	資本金	6,214
投 資 そ の 他 の 資 産	7,256	資本剰余金	6,353
投資有価証券	1,480	資本準備金	6,351
関係会社株式	3,075	その他資本剰余金	2
長期貸付金	3	利 益 剰 余 金	16,722
繰延税金資産	1,126	利益準備金	1,553
その他	1,570	その他利益剰余金	15,168
資 産 合 計	65,046	繰越利益剰余金	15,168
		自 己 株 式	△1,630
		評価・換算差額等	321
		その他有価証券評価差額金	308
		繰延ヘッジ損益	13
		純 資 産 合 計	27,981
		負 債 純 資 産 合 計	65,046

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年 4 月 1 日から
平成26年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	135,657
売上原価	125,223
売上総利益	10,434
販売費及び一般管理費	9,158
営業利益	1,276
営業外収益	664
受取利息	48
有価証券利息	2
受取配当金	328
投資不動産賃貸料	151
為替差益	51
雑収入	82
営業外費用	418
支払利息	196
売上割引	110
投資不動産賃貸費用	93
雑損	16
経常利益	1,522
特別利益	11
固定資産売却益	0
投資不動産売却益	10
特別損失	36
固定資産除却損	6
投資有価証券評価損	29
その他	0
税引前当期純利益	1,498
法人税、住民税及び事業税	123
法人税等調整額	480
当期純利益	894

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	剰余金	その他剰余金	資本剰余金	剰余金	利益剰余金	繰上利益剰余金	剰余金	利益剰余金		
平成25年4月1日 残高	6,214	6,351		2	6,353	1,553	14,666		16,219	△1,630	27,158	
事業年度中の変動額												
剰余金の配当							△392		△392		△392	
当期純利益							894		894		894	
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	502		502	△0	502	
平成26年3月31日 残高	6,214	6,351		2	6,353	1,553	15,168		16,722	△1,630	27,660	

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成25年4月1日 残高		103	14	117	27,275
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△392
当期純利益					894
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		204	△1	203	203
事業年度中の変動額合計		204	△1	203	705
平成26年3月31日 残高		308	13	321	27,981

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産は除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

② 無形固定資産

イ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ロ. その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ 投資その他の資産

投資不動産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）を採用しております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、実際支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、発生翌事業年度に一括費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規による期末要支給額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の処理 時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法によっております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、当該予約による円貨額を付しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該対象物に係る利息に加減しております。
- ② 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ③ 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る負債

① 担保に供している資産

建物	334百万円
土地	593百万円
投資有価証券	160百万円
投資不動産	751百万円
計	1,840百万円

② 担保に係る債務

短期借入金・長期借入金	2,140百万円
-------------	----------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	3,526百万円
投資その他の資産	
投資不動産	2,068百万円

(3) 保証債務		
銀行借入等に対する債務保証		
丸文通商株式会社		750百万円
丸文ウエスト株式会社		283百万円
丸文セミコン株式会社		4,116百万円
株式会社北信理化		223百万円
Marubun/Arrow (HK) Ltd.		89百万円
Marubun/Arrow (Phils) Inc.		72百万円
従業員		5百万円
	計	5,540百万円
(4) 手形信託譲渡高		
手形信託譲受高		186百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
短期金銭債権		1,487百万円
短期金銭債務		424百万円
(6) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行9行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。		
当座貸越極度額		35,900百万円
借入実行残高		-百万円
差引額		35,900百万円
(7) 当社は、協調融資によるシンジケートローン契約を締結しており、この契約には次の財務制限条項が付されております。		
連結貸借対照表の純資産の部から繰延ヘッジ損益及び少数株主持分を除いた金額を平成23年3月末の金額の75%の金額以上に維持すること。		

4. 損益計算書に関する注記

- 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、在庫評価損が売上原価に34百万円含まれております。
- 関係会社との取引高

売上高	9,856百万円
仕入高	3,269百万円
販売費及び一般管理費	182百万円
営業取引以外の取引高	375百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,915千株
------	---------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,221
退職給付引当金	486
在庫評価損	246
賞与引当金	173
ゴルフ会員権評価損	43
役員退職慰労引当金	40
減損損失	39
資産除去債務	30
ソフトウェア	21
その他	21
繰延税金資産小計	2,325
評価性引当金	△96
繰延税金資産合計	2,229
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△165
その他	△29
繰延税金負債合計	△195
繰延税金資産の純額	2,033

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.0%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は78百万円減少し、法人税等調整額が79百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

工具、器具及び備品であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「(2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
				役員兼任等	事業上の関係				
丸文セミコン株式会社	1,300	卸売業	(所有) 直接100%	兼任 3名	-	資金の貸付 (注)	55,500	関係会社 短期貸付金	6,000
						利息の受取 (注)	45	その他 (流動資産)	0
丸文ウエスト株式会社	30	卸売業	(所有) 直接100%	兼任 1名	-	資金の貸付 (注)	260	関係会社 短期貸付金	-
						利息の受取 (注)	0	その他 (流動資産)	-

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金の貸付については、貸付金利は市場金利を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,070円62銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 34円22銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月6日

丸文株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 柴田博康 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡部光彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸文株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月6日

丸文株式会社

取締役会 御中

至誠監査法人

代表社員 公認会計士 柴田博康 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 渡部光彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸文株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査室及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月7日

丸 文 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 丸 川 章 ⑩

監 査 役 島 津 久 友 ⑩

監 査 役 濱 口 道 雄 ⑩

監 査 役 渡 邊 泰 彦 ⑩

(注) 監査役 島津久友、監査役 濱口道雄及び監査役 渡邊泰彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を基本としたうえで、業績に応じより積極的に利益還元を行うよう業績連動型の配当方式を採用し、配当性向を重視して決定しております。配当額は、連結ベースでの配当性向25%以上もしくは単体での配当性向30%以上のいずれか多い方を目安として決定していく方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金13円

配当総額 339,767,233円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成26年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第27条（社外取締役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第27条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(社外取締役との責任限定契約)</u>
	<u>第27条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第27条～第38条 (条文省略)	第28条～第39条 (現行どおり)

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 岩元一明および相原修二の両氏は任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	いわもと かず あき 岩元一明 (昭和29年7月26日生)	平成15年7月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 理事 平成18年6月 当社取締役 平成19年4月 当社常務取締役、管理本部長(現任) 平成22年4月 当社専務取締役 平成23年6月 当社代表取締役専務取締役 平成24年1月 当社関係会社管理担当(現任) 平成24年6月 当社業務本部およびICT統轄本部担当(現任) 平成25年4月 当社業務改革推進室担当(現任) 平成25年6月 当社代表取締役副社長(現任) 当社総務本部担当(現任) 当社管理本部担当(現任)	13,000株
2	あい はら しゅう じ 相原修二 (昭和30年6月13日生)	平成12年2月 (株)日製エレクトロニクス(現(株)日立ハイテクソリューションズ) 情報機器部長 平成13年8月 当社デバイス海外事業推進室専門部長 平成18年8月 当社デバイス第2事業部第3本部長 平成20年4月 丸文セミコン(株)代表取締役社長(現任) 平成20年6月 当社取締役(現任)	8,100株

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	※ わた なべ やす ひこ 渡 邊 泰 彦 (昭和17年1月25日生)	平成3年6月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行)取締役 平成7年6月 同行常務取締役 平成12年6月 三菱地所(株)監査役 平成13年6月 同社代表取締役専務取締役 平成14年6月 同社代表取締役専務執行役員 平成19年6月 丸の内熱供給(株)代表取締役社長 当社監査役(現任) 平成22年6月 大日本塗料(株)社外取締役 (株)小松ストアー社外取締役(現任)	—

- (1) ※印は、新任の取締役候補者であります。
- (2) 相原修二氏は、丸文セミコン(株)の代表取締役社長を兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。
- (3) 上記以外の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- (4) 現任取締役の当社における担当および重要な兼職の状況は、事業報告12頁に記載のとおりであります。
- (5) 渡邊泰彦氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏は、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。
同氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関および事業法人の経営者としての豊富な経験や実績、幅広い知識を有し、人格、識見ともにすぐれていることから、業務執行の監督機能を強化するとともに、幅広い見地からの助言や経営的視点を取り入れることを期待できると判断し社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (6) 渡邊泰彦氏が社外取締役に選任された場合は、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、会社法第427条第1項の規定により、同氏と当社とは、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により退任されます監査役 渡邊泰彦氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名	略 歴
わた なべ やす ひこ 渡 邊 泰 彦	平成19年6月 当社社外監査役（現任）

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である至誠監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

（平成26年3月31日現在）

名 称	新日本有限責任監査法人		
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル		
沿革	昭和60年10月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し、太田昭和監査法人となる	
	昭和61年1月	センチュリー監査法人設立	
	平成12年4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる	
	平成13年7月	新日本監査法人に名称変更	
	平成20年7月	有限責任監査法人への移行に伴い、新日本有限責任監査法人に名称変更	
概要	資本金	890百万円	
	構成人員	公認会計士	3,521名
		公認会計士試験合格者等	1,033名
		その他	1,461名
		合計	6,015名
	被監査会社数	3,972社	
	事務所等	国内 東京ほか	計37カ所
		海外 ニューヨークほか	計40カ所

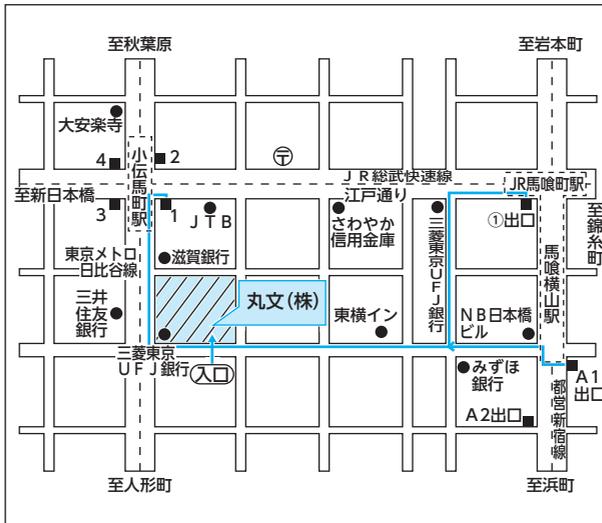
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
当社4階 会議室
電話 03-3639-9801 (代表)



■交通のご案内

東京メトロ日比谷線	小伝馬町駅	1番出口より徒歩2分
JR総武快速線	馬喰町駅	①出口より徒歩6分
都営新宿線	馬喰横山駅	A1またはA2出口より徒歩6分

(お知らせ) 会場には駐車場設備がございません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。